

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第131号議案

長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 6
3 使用料の再算定	7 ～ 11
4 新旧対照表	12 ～ 18
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	19 ～ 24
【参考 2】使用料の改定	25 ～ 26

土 木 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象施設

施設名	施設カテゴリー	受益者負担率
長崎市さくらの里大芝生広場	公園施設（スポーツ施設）	50%
長崎市さくらの里庭球場		

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等）、健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設、その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 行為等使用料（別表第1項（第9条関係））の改定

現 行			改正案		
行為の種類	単位	金額（円）	行為の種類	単位	金額（円）
業として行う写真撮影	1日	104	業として行う写真又は映画の撮影	1日	200
	1月	1,613		1月	3,100
行商その他これに類するもの	1日	261	行商、募金その他これらに類するもの	1日	390
興行	1平方メートルにつき1日	18	興行	1平方メートルにつき1日	36
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24
使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。			使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、<u>その日数に200円を乗じて得た額とする。</u>		

2 改正の内容

(2) 施設使用料の改定

ア 大芝生広場（別表第2項（第9条関係））

現 行									改正案					
(ア) 入場料等を徴収しない場合									1時間あたり 649円			(単位：円)		
区分	利用時間 使用料	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	14時 ～17時	16時 ～18時	16時 ～19時	区 分		金額（1時間につき）			
一般	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	1,299	1,299	1,299	1,299		1,299		大芝生 広場	入場料等の徴収 をしない場合	900円			
	5/1～8/31									入場料等の徴収 をする場合	1,800円			
	10/1 ～翌年2/末日					1,948								
小学校の児童、 中学校の生徒 又は高等学校 の生徒	3/1～4/30 及び 9/1～9/30	628	628	628	628		628							
	5/1～8/31													
	10/1 ～翌年2/末日					942								
(イ) 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。														
(ウ) 準備、リハーサル等を利用する場合（イの適用がある場合は適用後の額）は、表の4割に相当する額														

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止		
準備、リハーサル等を利用する場合は、表の5割に相当する額		
※条例上はア 大芝生広場とイ 庭球場を一表とする。		

2 改正の内容

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(4) 経過措置

施行期日以後にされる申請に係る使用料から改正後の金額を適用する。

3 使用料の再算定

(1) 行為等使用料の再算定方法

ア 考え方

施設使用料の多くが激変緩和措置を適用されることから、行為等使用料についても、行為別の現行金額に激変緩和措置の係数を乗じて再算定を行う。

ただし、1日単位と1月単位の金額が規定されている「業として行う写真又は映画の撮影（以下、「写真撮影等」という。）」の1月単位の金額は、現行の1日単位の金額と1月単位の金額比率を用いて算定する。

イ 算定方法

(ア) 写真撮影等1月単位以外の金額

$$\text{現行金額} \times \text{激変緩和措置の係数} = \text{再算定結果}$$

(イ) 写真撮影等月単位の金額

a 現行金額の1日単位と1月単位の金額比率

$$\text{写真撮影等1月単位の金額（1,613円）} \div \text{写真撮影等1日単位の金額（104円）} = 15.5$$

b 算定式

$$\text{写真撮影等1日単位の再算定結果} \times a (15.5) = \text{写真撮影等1月単位の再算定結果}$$

3 使用料の再算定

(1) 行為等使用料の再算定方法

ウ 算定結果

(ア) 写真撮影等1月単位以外の使用料

区分	単位	①現行金額	②激変緩和措置 の係数	③再算定結果 (①×②)	④増減 (③－①)
写真撮影等（1日単位）	1日	104円	2倍	200円	96円
行商等	1日	261円	1.5倍	390円	129円
興行	1㎡につき1日	18円	2倍	36円	18円
広告物の掲出	1㎡につき1日	1,613円	1.4倍	2,250円	637円
集会等	1㎡につき1日	12円	2倍	24円	12円

(イ) 写真撮影等1月単位の使用料

区分	単位	①現行金額	②現行金額の1日 単位と1月単位の 金額比率	③再算定結果 (①×②)	④増減 (③－①)
写真撮影等（1月単位）	1月	1,613円	15.5	3,100円	1,487円

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

3 使用料の再算定

(2) 大芝生広場

算定結果

総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	1㎡あたりのコスト ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
9,419,095円	2,100㎡	3,847時間	12.2%	9.52円	50%

貸出面積 ⑦	現行金額 ⑧	広場あたりの コスト ⑨ $(⑤ \times ⑦)$	再算定結果 ⑩ $(⑨ \times ⑥)$	激変緩和 措 置 ⑪ $(⑧ \times 1.4)$	最終結果 ⑫ $(⑩ \text{と} ⑪ \text{の小さい方})$	増 減 ⑬ $(⑫ - ⑧)$
2,100㎡	649円	19,990円	9,995円	900円	900円	250円

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2 倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

3 使用料の再算定

(3) 庭球場

ア 考え方

庭球場は、競技に必要な面積が固定（360m³/面）されていることから、金額を統一する。
そのため、対象庭球場ごとの1m³あたりのコストの平均値から算定を行う。

イ 具体の算定方法

(ア) 対象庭球場ごとの1m³あたりのコストの平均値

コート 種別	施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼 働率 ④	1 m ³ あたり のコスト ⑤ [① ②×③×④]
1	長崎市営庭球場	5,847,012円	1,825m ³	4,667時間	66.3%	1.04円
	長崎市総合運動公園 かきどまり庭球場	17,315,823円	17,157m ³	4,954時間	34.6%	0.58円
2	長崎東公園庭球場	5,260,854円	1,304m ³	4,667時間	61.6%	1.40円
	小江原台近隣公園庭球場	353,647円	782m ³	3,568時間	36.6%	0.35円
	えがわ運動公園庭球場	11,107,840円	552m ³	3,568時間	30.5%	18.50円
	香焼総合公園庭球場	3,519,379円	782m ³	6,659時間	11.4%	5.94円
	元宮公園庭球場	5,550,254円	1,043m ³	4,667時間	36.4%	3.13円
	長崎市さくらの里庭球場	172,900円	782m ³	3,847時間	31.3%	0.18円

平均値
3.89円

(イ) 算定式

1m³あたりのコスト平均値（3.89円）×必要面積（360m³）×受益者負担率（50%）

3 使用料の再算定

(3) 庭球場

ウ 算定結果

(ア) コート種別 1

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×1.4)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	523円	730円	700円	176円

(イ) コート種別 2 (さくらの里庭球場)

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×2)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	209円	410円	410円	201円

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

4 新旧対照表

長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例

改正後	改正前																																		
第1条～第14条　〔略〕 （損害賠償） 第15条　さくらの里の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第16条　〔略〕 別表（第9条関係） 1　第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料	第1条～第14条　〔略〕 （損害賠償） 第15条　さくらの里の施設又は附属設備を毀損し、若しくは滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第16条　〔略〕 別表（第9条関係） 1　第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料																																		
<table><tr><th>行為の種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">業として行う写真又は映画の撮影</td><td>1日</td><td>円 200</td></tr><tr><td>1月</td><td>3,100</td></tr><tr><td>行商、募金その他これらに類するもの</td><td>1日</td><td>390</td></tr><tr><td>興行</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>36</td></tr><tr><td>広告物の掲出</td><td>広告表示面積1平方メートルにつき</td><td>2,250</td></tr></table>	行為の種類	単位	金額	業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 200	1月	3,100	行商、募金その他これらに類するもの	1日	390	興行	1平方メートルにつき1日	36	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき	2,250	<table><tr><th>行為の種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">業として行う写真撮影</td><td>1日</td><td>円 104</td></tr><tr><td>1月</td><td>1,613</td></tr><tr><td>行商その他これに類するもの</td><td>1日</td><td>261</td></tr><tr><td>興行</td><td>1平方メートルにつき1日</td><td>18</td></tr><tr><td>広告物の掲出</td><td>広告表示面積1平方メートルにつき1日</td><td>1,613</td></tr></table>	行為の種類	単位	金額	業として行う写真撮影	1日	円 104	1月	1,613	行商その他これに類するもの	1日	261	興行	1平方メートルにつき1日	18	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613
行為の種類	単位	金額																																	
業として行う写真又は映画の撮影	1日	円 200																																	
	1月	3,100																																	
行商、募金その他これらに類するもの	1日	390																																	
興行	1平方メートルにつき1日	36																																	
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき	2,250																																	
行為の種類	単位	金額																																	
業として行う写真撮影	1日	円 104																																	
	1月	1,613																																	
行商その他これに類するもの	1日	261																																	
興行	1平方メートルにつき1日	18																																	
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613																																	

4 新旧対照表

改正後			改正前										
	1日												
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12								
備考			備考										
1 [略]			1 [略]										
2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。			2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。										
3 [略]			3 [略]										
4 [削る]			4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。										
2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利用する場合の使用料			2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利用する場合の使用料										
区 分		金額（1時間につき）	(1) 大芝生広場										
大芝生	入場料等の徴収をし	円	ア 入場料等を徴収しない場合										
広場	ない場合	900	<table><tr><td>利用</td><td>午前8</td><td>午前10</td><td>正午か</td><td>午後2</td><td>午後2</td><td>午後4</td><td>午後4</td></tr></table>			利用	午前8	午前10	正午か	午後2	午後2	午後4	午後4
利用	午前8	午前10	正午か	午後2	午後2	午後4	午後4						

4 新旧対照表

改正後			改正前								
	<u>入場料等の徴収をす る場合</u>	<u>1,800</u>	区分	時間 使用料	時から 午前10 時まで	時から 正午ま で	ら午後 2時ま で	時から 午後4 時まで	時から 午後5 時まで	時から 午後6 時まで	時から 午後7 時まで
<u>庭球場 (1コー トにつ き)</u>	<u>入場料等の徴収をし ない場合</u>	<u>410</u>		一般	3月1日 から4月 30日ま で及び9 月1日か ら9月30 日まで	円 1,299	円 1,299	円 1,299	1,299 円	1,299 円	
	<u>入場料等の徴収をす る場合</u>	<u>820</u>			5月1日 から8月 31日ま で						1,948 円
備考 1 「入場料等の徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、 又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、大 芝生広場又は庭球場に入場する者から金銭を受領することをい う。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時 間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時 間として計算する。 3 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用す る場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とす る。				10月1日 から翌 年2月末				1,948 円			

4 新旧対照表

改正後		改正前							
		日まで							
	小学校	3月1日	628	628	628	628円		628円	
	の児	から4月							
	童、中	30日ま							
	学校の	で及び9							
	生徒又	月1日か							
	は高等	ら9月30							
	学校の	日まで							
	生徒	5月1日							942円
		から8月							
		31日ま							
		で							
		10月1日					942円		
		から翌							
		年2月末							
		日まで							
イ 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合 の倍額とする。 ウ 利用者がアの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部を									

4 新旧対照表

改正後		改正前							
		<u>その利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、同表に掲げる額（イの適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>(2) 庭球場</u> <u>ア 入場料等を徴収しない場合</u>							
区分	使用料 (1コートにつき)	利用時間	午前8時から	午前10時から	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後4時から午後7時まで
一般	3月1日から	円	円	円	419円		419円		
	4月30日まで及び9	419	419	419					
	月1日から								

4 新旧対照表

改正後		改正前							
		9月30日ま で							
		5月1日か ら8月31日 まで						628円	
		10月1日か ら翌年2月 末日まで					628円		
	小学校 の児 童、中 学校の 生徒又 は高等 学校の 生徒	3月1日か ら4月30日 まで及び9 月1日から 9月30日ま で	209	209	209	209円		209円	
		5月1日か ら8月31日 まで							314円
		10月1日か ら翌年2月					314円		

4 新旧対照表

改正後	改正前								
		末日まで							
	イ 入場料等を徴収する場合は、入場料等を徴収しない場合の倍額とする。								
	ウ 利用者がアの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、同表に掲げる額（イの適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。								
	備考 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものを問わず、大芝生広場又は庭球場に入場する者から金銭を受領することをいう。								

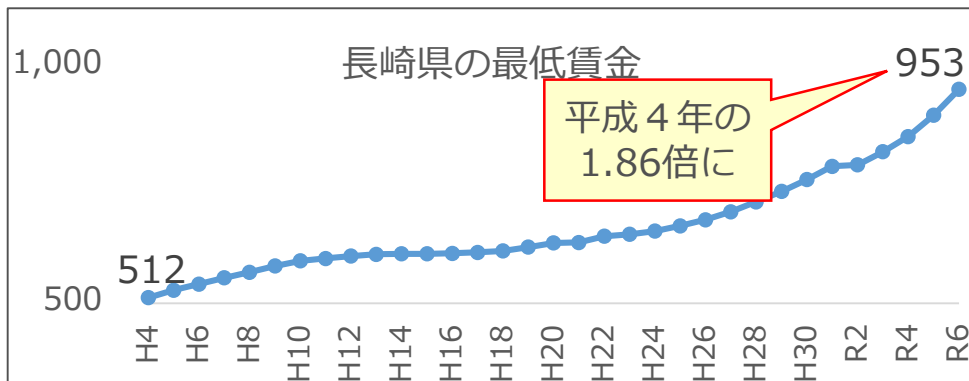
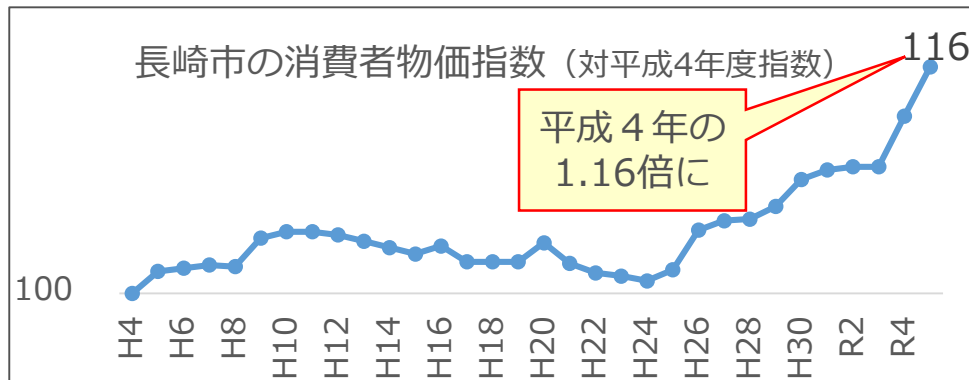
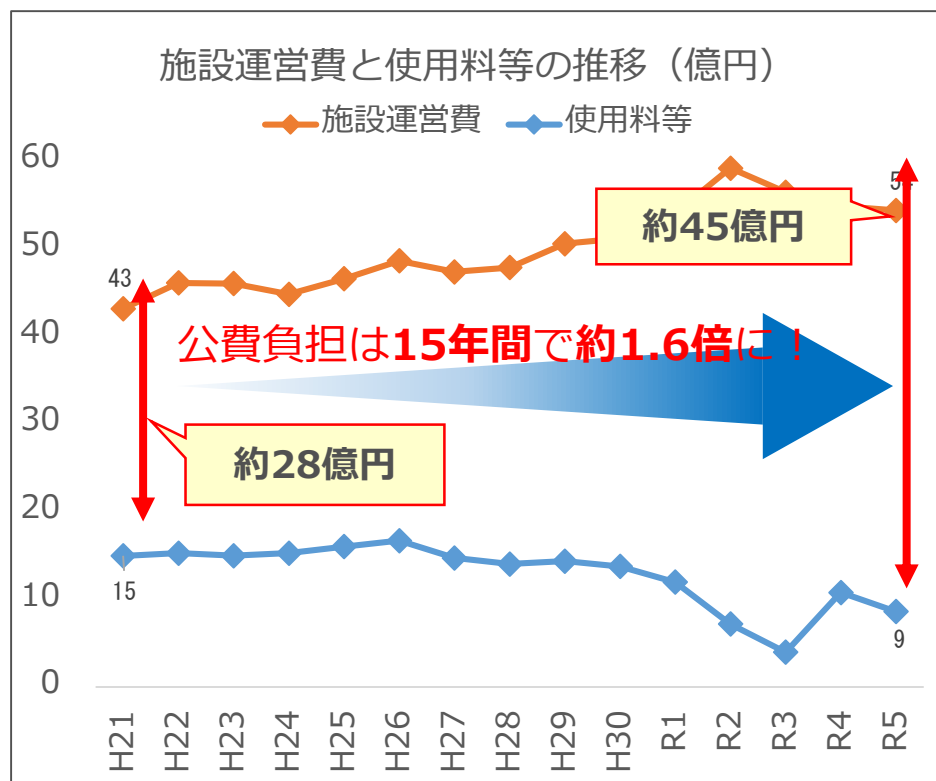
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。



施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。



受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	高い	市民生活上の必要性		低い

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

(ア) 人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
(イ) 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

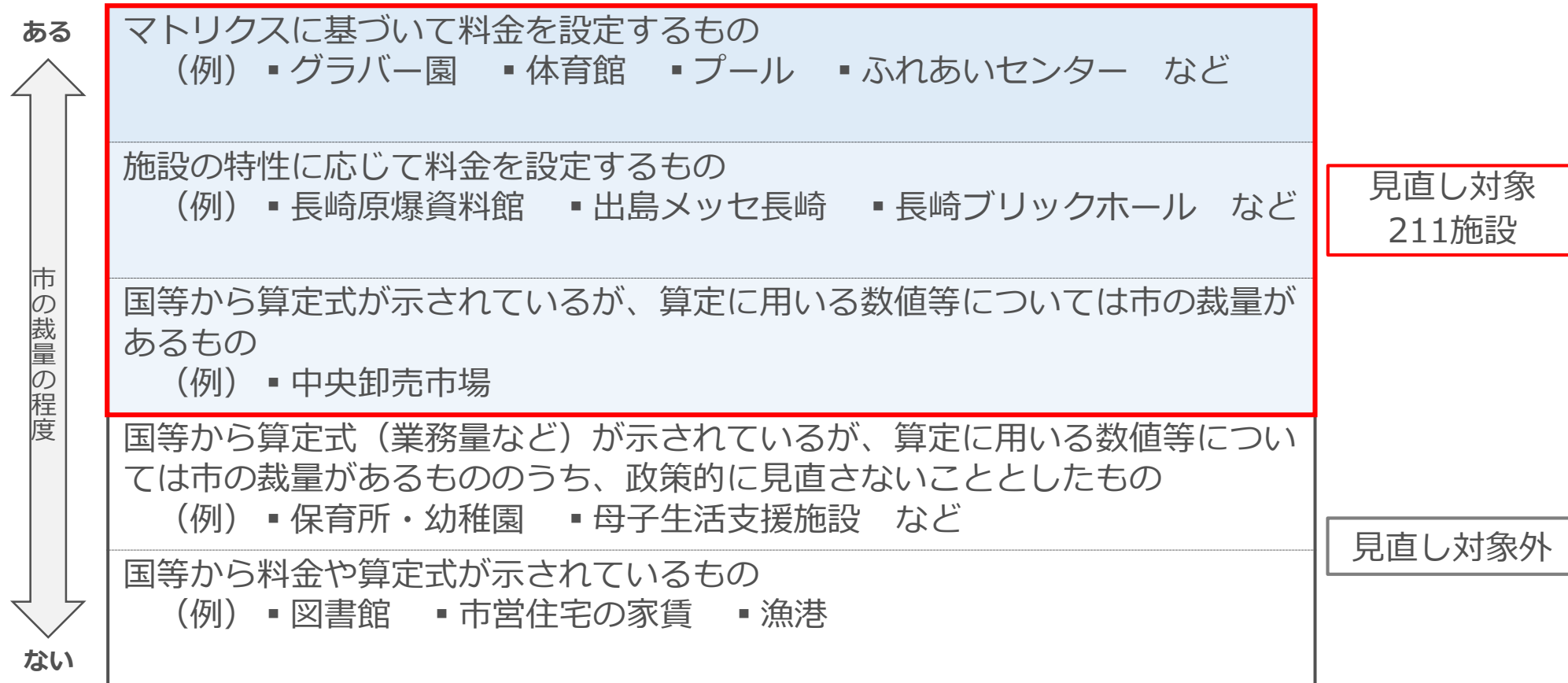
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い